

旧優生保護法問題検証会議

第4回検証会議 進行次第

1 日時等

日時 2026年1月29日（木）午後1時～

場所 弁護士会館内会議室

2 進行次第

- (1) 飯塚淳子さん（旧優生保護法国家賠償請求訴訟原告）へのヒアリング
- (2) 佐藤路子さん（同原告佐藤由美さんの義姉）へのヒアリング
- (3) 各分科会からの報告、検証等事項についての議論

飯塚淳子さんの受けた被害

優生保護法被害仙台弁護士

第1 被害経緯

1 飯塚淳子さん(仮名)は、宮城県で7人兄弟姉妹の長女として生まれました。怪我で働けなくなった父親に代わって母親が家計を支える家庭に育ちました。民生委員によって知的障害者の収容施設小松島学園に入所させられ、住み込みのお手伝いとして職親(しょくおや)に預けられました。職親の元で生活していた16歳の時に、職親に診療所に連れて行かれ、優生手術を受けさせられました。精神薄弱という理由でしたが、医師によって飯塚さんには知的障害はないとの診断がなされています。

2 飯塚さんは、優生手術後の体調不良に悩まされ、子どもが産めないことから結婚も破綻するなど、大変つらい人生を送りました。

特に、最後の結婚で夫に子どもを産めなくなる手術をされたことを打ち明けたとたん、夫が飯塚さんの元を去り、周囲からはののしられ、離婚を求められ、実家に逃げ帰らざるをえなかったという壮絶な体験が、心に深い傷をあたえたと思われます。

飯塚さんは、強い精神的ストレスが重なって病気になり、働けなくなってしまいました。

3 飯塚さんは、平成9年頃に自分が受けた手術が優生保護法に基づくものであることを知り、優生手術に対する謝罪を求める会とともに、厚生省に対し、被害者に対する謝罪や調査・補償を求める活動を始めました。しかし、厚生省は、当時は合法、謝罪も調査もしない、と繰り返しました。被害であることさえ認めない国の対応に、飯塚さんは、さらに深く傷つけられました。

4 飯塚さんは、手術の証拠がないことでも苦しめられました。宮城県に手術記録の開示を求めましたが、手術台帳はない、あった記録は廃棄した、という回答でした。飯

塚さんは、証拠がないことで被害者と認められないのではないかとおそれ、苦しみました。

5 飯塚さん以外の被害者が名乗りを上げることはなく、長い間、飯塚さんはたった一人で声を上げ続けました。いろいろなところに相談しましたが、飯塚さんには、手術を受けたことを証明する証拠がなかったこともあり、対応してくれるところはありませんでした。

6 そのような中で、飯塚さんは、2013年、新里宏二弁護士に出会い、転機を迎えました。

新里弁護士は、飯塚さんの手術の証拠が失われていたこともあり、まず日弁連に対する人権救済申立てを考えました。新里弁護士は、他にも被害者が出てくるのを待って日弁連に人権救済の申し立てをしようと考えたようですが、飯塚さん以外の被害者が名乗りでることはなく、やむを得ず、飯塚さん一人で申立をしました。

2017年2月、日弁連から、強制不妊手術は人権侵害だという意見書が出されましたが、それでも国は、何も対応しようとしませんでした。佐藤さんという手術記録がある被害者も加わって国に対し謝罪を求めましたが、国は「当時は合法、謝罪も調査もしない」と言い続けました。

もう裁判するしかないと、平成30(2018)年1月、佐藤さんが仙台地裁に提訴しました。この最初の提訴時、飯塚さんにも一緒に提訴をしようと勧めましたが、飯塚さんは、自分の証拠がないことに強い不安を持っていたため、提訴できませんでした。その後、宮城県知事が飯塚さんを被害者と認めたため、同年5月、飯塚さんも訴訟提起ができました。

7 しかし、国は責任を争い続け、全国初の地裁判決も敗訴でした。大阪高裁、東京高

裁と被害者逆転勝訴の判決が出る中で、期待した仙台高裁の判決も敗訴でした。飯塚さんは、自分たちだけ認められないのではないかと不安を抱え、苦しみ続けました。

令和6(2024)年7月、ようやく最高裁で、飯塚さんも含め全被害者が救済される判決が出ました。提訴から最高裁判決までに6年以上かかっており、その間も飯塚さんの苦しみは続いたのです。

8 飯塚さんは、優生手術によって人生が狂わされたつらい経験や優生手術被害者と国が認めないことなどにより、長い間、大きな苦痛を受け続けました。精神的ストレスが積み重なり、うつ病とPTSDを発症しているとの診断を受けています。

国に被害と責任を否定され続けた飯塚さんの精神的苦痛が、如何に大きなものであったか、明らかではないでしょうか。

第2 本人の話

1 私は、16歳の時に、何も説明されないまま優生手術を受けさせられました。

私は、両親が話しているのを聞いて、自分が子どもを産めなくなる手術されたことを知りましたが、その当時、「優生保護法」という法律のことも「優生手術」のことも全く知りませんでした。仙台高裁は、私が、両親の話聞いたことで優生手術を受けたことを認識したと言っていましたが、とんでもない話です。

手術されたことを知りショックでしたが、子どもでしたから、後で元に戻すことができるのではないかと考えていました。しかし、大人になって産婦人科に相談しましたが、無理だと言われました。

2 優生手術は、私から、幸せな結婚や子どもという、ささやかな夢をすべて奪いました。若いころには、良いところからの縁談がいくつもありましたが、子どもが産めないという負い目から、受けることができませんでした。幼馴染みと結婚しましたが、子どもができないことで気まずくなって離婚しました。最後に、会津でとても良い人と結婚したのですが、内緒にしていることが心苦しくなり、夫に手術のことを打ち明けました。私は、夫を信頼しきって打ち明けたのですが、夫は、「自分の血のつながった子孫がほしい」と言って出て行ってしまいました。夫の兄にも子どもができないことを口汚くののしられたり、義理の母にも冷たく離婚を求められました。私は会津に居られなくなり実家に逃げ帰りました。精神的なストレスから病気になり、働けなくなりました。

優生手術によって、私の人生は狂わされてしまいました。

3 優生保護法は国が作った法律ですが、私は、自分を優生手術に追い込んだのは民生委員と職親だと思っていましたので、民生委員と職親を強く恨んでいました。後から知ったのですが、私は、医師から、民生委員と職親から受けた虐待が心的外傷となっており、PTSD(心的外傷後ストレス障害)になっていると診断されていました。これも、優生保護法によって受けた被害です。

宮城県では「愛の10万人運動」によって知的障害者の収容施設小松島学園が作られ、小松島学園の入所者が優生手術の対象として狙い撃ちされました。私は、その小松島学園の一期生です。当時、民生委員が、障害者を学園に入所させる活動をしていたと聞きました。私は、本当は障害などなかったのに、民生委員によって知的障害ということにされて小松島学園に入れられ、手術されたのです。

障害者だということでひどい差別や虐待も受けました。私は、学園卒業後、住み込み

のお手伝いとして職親(しょくおや)のところに預けられたのですが、職親から、他人の子だから憎たらしいと言われ、馬乗りになってほうきで叩かれたり、「バカだ、精薄だ」、「それ以上食べるともっとバカになる」と食事のおかわりもさせてもらえませんでした。優生手術の時、私を愛宕橋を渡ったところにある診療所に連れて行ったのも職親でした。父親からの手紙には、職親から「印鑑押せ」と責められてやむなく印鑑を押したと書いてありました。

民生委員と職親からの虐待が、今でもフラッシュバックします。民生委員と職親から受けた虐待が心的外傷となっており、PTSD(心的外傷後ストレス障害)になっていると診断されています。

4 私は、平成9年に「優生手術に対する謝罪を求める会」に出会い、その後20年以上の間、被害を訴えてきました。しかし、国は、「当時は合法、謝罪も調査もしない」と繰り返しました。

私は、手術記録がないことでも苦しめられました。宮城県に手術記録の開示を請求しましたが、私の関係記録は廃棄され、手術自体を証明するものは存在しないという回答でした。納得がいかず、異議申立をし、口頭意見陳述もしましたが、県は「ないものはない」の一点張りでした。

私は、長い間被害を訴え続け、何十か所にも電話したり相談しましたが、どこもまともに取り合ってくれませんでした。証拠がなかったことも大きかったと思います。記録が残っていないのも国の責任ではないのでしょうか。

5 私は、平成9(1997)年に謝罪を求める会に出会って以降も、長い間たった一人

で声を上げ続けました。この被害が闇に葬られてはならないと思い、歯を食いしばって訴え続けました。

平成25(2013)年8月に新里弁護士と出会い、平成27(2015)年に日弁連に人権救済の申し立てを行い、平成29(2017)年2月に日弁連から人権侵害だとの意見書が出されました。しかし、私に対する人権救済自体は認められませんでした。手術の証拠がなかったからです。証拠がないということで、日弁連でさえ私が優生手術を受けたことを認めてくれなかったことに、大きなショックを受けました。

日弁連の意見書をきっかけに、ようやく仙台の第1次提訴の原告佐藤さんが名乗りを上げてくれました。手術記録があった佐藤さんの義姉も一緒に厚労省に要請に行きましたが、国は「当時は合法、謝罪も調査もしない」と繰り返しました。

これではもう訴訟をするしかない、ということになり、平成30年(2018年)1月、佐藤さんが提訴しました。

私も佐藤さんと一緒に提訴しないかと言われたのですが、証拠がないことから認められないのではないかという不安が強く、提訴できませんでした。その後、宮城県知事が私を被害者と認めると言ってくれたため、ようやく私も提訴することができました。

6 こうして私もようやく提訴したのですが、国が争い続け、一審仙台地裁は敗訴でした。期待していたのに、暗闇に引き戻されたような気持ちでした。各地の訴訟でも敗訴が続きました。

令和4年(2022年)になり、大阪高裁、東京高裁で被害者勝訴判決が続き、同年6月の仙台高裁の判決で、ようやく私たちも救済されるのではないかと期待しましたが、結果は敗訴でした。判決は信じられないような内容でした。

他の被害者は救済されたのに、早くから被害を訴えた私と、佐藤さんだけが認められないことになるのではないかとおそれました。最高裁だけが最後の希望でしたが、判決をもらうまで、不安で不安で、たまりませんでした。国が長く争い続けたことによっても、私の苦痛は長く続いたのです。

7 私は、優生手術によって人生が狂わされたつらい体験や、国が長い間「当時は合法」といって優生手術被害を認めないことなどによって、長い期間、大きな苦痛を受け続けました。

宮城県から開示を受けた資料には、私が、うつ病とPTSDを発症しているという診断書があったそうです。

私が、長い間、どんなにつらい思いをしてきたかを、わかって下さい。

8 最高裁で判決が出るまで、長い時間がかかりました。その間も私たち被害者の苦しみは続きました。

最高裁の判決で、優生保護法は最初から明らかに憲法違反だったと言われていると聞きました。そんなひどい法律による被害なのに、国は、なぜもっと早く責任を認めることができなかつたのですか。

最高裁で、ようやく被害者を救済する判決がでましたが、私の人生は戻ってきません。本当は私の身体を元に戻してほしい。

それができないなら、せめて、十分な謝罪と補償をしてもらいたい。そして、2度とこのような被害が起きないような対策をお願いします。

以上

佐藤由美さんが受けた被害

本稿は、仙台原告佐藤由美さんの義姉の佐藤 路子さん(仮名)にお話しいただいたものです。

1 はじめに

私は、平成30年1月30日に全国で初めて提訴した旧優生保護法国家賠償請求訴訟原告佐藤由美(仮名)の義理の姉です。

優生手術台帳等の記録によれば、妹は昭和47年に旧優生保護法第4条に基づく優生手術を受けました。

本来であれば、妹本人に、手術のことや、その後の苦しみについて直接話を聞きたいところですが、妹には知的障害がありうまく話すことができません。

そのため、私が妹に代わり、主に妹の受けた手術や、妹の苦しみについて、私の見聞きしたことをお話します。

2 私と妹との出会いについて

私が19歳の時に夫と結婚し、夫の実家で暮らすようになりました。結婚した当初、妹は養護学校に入所していましたが、その後自宅へ戻り、40年間生活を共にしていました。

妹に初めて会ったのは、妹が養護学校に入っている時でした。妹の第一印象は目のくるっとした人懐っこい、可愛いという印象でした。私のことを「お姉さん」と呼んでくれました。

3 妹が受けた優生手術について

結婚してすぐくらいに夫の亡義母から、妹が「子どもができないよう手術した」と聞きました。この「手術」が、旧優生保護法に基づく強制不妊手術であるとわかったのは、ずっと後の話です。

亡義母は、この手術について「思い出したくない」「でも伝えておかなければならない」という葛藤を抱えているような表情をしていました。悔しそうにも悲しそうにも感じました。

亡義母の言うとおりに、確かに、妹のお腹には手術の痕が残っていました。私は妹のお腹の手術痕を見て本当に驚きました。臍の下から恥骨位まで、縦に14センチ位あったと思います。今ですら8センチくらいの痕が残っています。色は紫色だったと思います。傷の幅は2センチ位あったと思います。

私が亡義母から妹の手術の話聞いたとき、手術した理由は、亡義母が、精神薄弱である娘の行く末を案じ、こっそり病院へ行ったとっていました。

私は、なぜこの世にそのような手術が存在するのか疑問に思いましたし、なぜ妹がそのような手術を受けなければならなかったのか、疑問に思いました。

私にとっては、ただの可愛い妹でしかなく、そのような可愛い妹が手術を受けなければならなかったのか、怒りの感情も湧きました。

今振り返れば、亡義母も本当は妹に優生手術など受けさせたくなかったのだと思います。理由はわかりませんが、何らかの理由で妹に優生手術を受けさせなければならず、亡義母も悔しい、悲しい思いをしたのだと思います。

特に、妹は亡義母にとっての一人娘でした。幼少期には、妹のためだけに面倒をみてくれる方がいたくらいお嬢様だったと聞いています。亡義母が農作業をしなければ

ならなかったからかもしれませんが、とても大切に育てられたそうです。そのように大切に育てた一人娘に、子供を産むことができなくなるような手術をさせなければならぬのは、とりわけ辛かったと思います。

4 優生手術後の妹の様子等について

(1) 妹は、読み書き・数字は理解できません。しかし、日常生活では特に家族が手助けすることは特段ありません。声掛けが必要ですが、洗濯をしたり、食事のあとの食器洗い・掃除などとりあえず家事一般こなします。私の三人の子供たちの世話もよくしてくれました。ミルク飲ませ・おむつ交換・着替えなど世話してくれましたし、よくおんぶして面倒をみてくれました。私の三人の子供たちも、妹によく懐いていました。妹は子供が好きでしたから、もし妹に子供ができたら、よく可愛がって、いいお母さんになっていたと思います。

私は、妹が私の子供たちの世話をしてくれたり、一緒に遊んでくれたりする姿を見るたびに、微笑ましく思う一方で、妹が優生手術のせいで子どもを作ろうと思っても作ることができないという事実には思いをはせ、悲しい気持ちになりました。

(2) 妹は、養護学校から自宅に戻ってきた当初から、優生手術の影響で体調不良を訴えていました。具体的には、日常的に「お腹が痛い」と訴えていました。

また、昭和62年頃、妹が特にお腹を痛がる頻度が多くなったので、私が付き添って病院を受診させました。すると、病院で卵巣嚢腫と診断されました。担当医は、付添いの私に対してはっきりと「不妊手術の癒着を原因として、卵巣嚢腫になった」と言っていました。妹は、この卵巣嚢腫のせいで、右卵巣摘出手術を受けざるを得ませんでした。

このように、妹は、優生手術のせいで、子どもを産みたくても産むことのできない身体になっただけではなく、肉体的・精神的に後々まで大きな影響を及ぼされたのです。

妹は、優生手術を受けてから、痛い思いをしてばかりで、本当にかわいそうでした。

(3) 妹には、昭和54年頃、近所の農家の息子との縁談話がもちかけられました。しかし、縁談の相手に、妹が優生手術を受け、子供を産めない身体であることがわかるや、破談となってしまいました。

妹は、男性とお付き合いすることに興味がなかったわけではありません。男性に対する憧れの感情が見て取れるときもあります。ですから、妹には、好きな男性と結婚して家族を作るという人生もあったはずです。

しかし、優生手術は、妹が子どもを作ることはおろか、好きな男性と結婚して家族を作ることすら奪いました。

5 情報開示請求について

妹の優生手術に関する情報開示請求をしました。開示請求の結果、「優生手術台帳」が開示され、妹が強制不妊手術をされたのは昭和47年の12月、妹が15歳、中学3年生の時であるとわかりました。また、妹は、医師が妹を「遺伝性精神薄弱」であると診断したことを理由に、妹や保護者の同意なく、県の優生保護審査会による審査に基づいて優生手術をされたこともわかりました。

なお、妹は「遺伝性精神薄弱」ではありません。私が亡義母に聞いたところによれば、出生の翌年に手術を受けたところ、この手術の際の麻酔施術に失敗したため、何らかの障害を負ったとのことでした。

6 裁判について

妹は「裁判」という言葉は理解できないので、私は妹に「お姉さんね、お腹の傷ね、手術しなくてもいいのに手術されたから、闘うのだよ」と言いました。妹はそれに対してニコニコしながら頷いていました。

平成30年1月30日、提訴日を迎えました。この日、家を出るとき、私は、何をしに行くのかをもう一度繰り返しました。すると、妹から「お姉さん頑張ってるね」「家の事ちゃんとしているからね」と言われました。私は、妹のお腹に受けた傷のためにこれから仙台で闘ってくることを妹がちゃんと理解していると思いました。

同年3月28日に開かれた第1回口頭弁論で、国は請求棄却を求め争う姿勢を示しました。私は、期日の後の記者会見で、「国が争う意向であれば『受けて立つ』」と述べました。仙台地方裁判所に向かう時、電車の車窓から、咲きはじめてのピンクの梅の花を眺めて、寒かった冬が過ぎ春色の季節がやってきたのだな、と実感したのを覚えています。

7 おわりに

妹は、現在は、特別養護老人ホームに入所していますが日々楽しく過ごしています。妹も、私と何ら変わらない、同じ人間なのです。

旧優生保護法は、障害者を淘汰するための法律だったのかと思います。幸福の追求権・命の尊厳を根本から否定し、非人道的なことを行った法律でした。強制不妊手術について明らかになってくる事実は、過去の出来事では済まされません。日本国の法律に定めるところで、ひどいことがなされたのです。国は、過去の過ちと真摯に向き合い、謝罪をしていただきたいと思います。謝罪なしの補償は、将来に生かす反省に

繋がらないと思うからです。

この裁判を機会に、障害があっても、自分らしさ・個性を活かし生活できる社会になってほしいと思います。

以上

議事要旨（第1分科会・第3回）

日時 2025年12月3日12:10~13:15

場所 弁護士会館1705会議室

参加者

【分科会委員】利光、大橋、上東

【オブザーバー】松原

【日弁連法務研究財団】採澤（事務局長）、関口（事務局次長）

<議事概要>

1. 収集資料の保管・共有方法について

データ化、クラウドによる共有方法を検討

2. 照会先について

① 行政機関への情報提供依頼方法について

② 各医療関係団体へのアプローチ方法について

③ 網羅的な調査方法と重点的な調査方法（機関・地域を絞ったアプローチ）について

1. 今後のスケジュール

・調査対象のリストアップ

・次回会議：12月25日（木）10時～ zoom

以上

議事要旨（第1分科会・第4回）

日時 2025年12月25日10:00～12:30

場所 ZOOM

参加者

【分科会委員】利光、大橋、上東

【オブザーバー】松原、齋藤

【日弁連法務研究財団】関口（事務局次長）

<議事概要>

1. 前回からの進捗等

- ・一時金支給法による国会調査について、衆参担当者にヒアリングの予定
- ・マスキングなしの資料を求めるにあたっての照会方法の検討状況の報告

2. 調査手法について

(1) 網羅的調査と個別の機関等に対するスポット調査

- ・併存させるが、基本的には網羅的調査を先行させる方針

(2) 網羅的調査についての対象、範囲の取り方について

- ・（一時金支給法時の調査から新たに）調査事項として加わった人工妊娠中絶についての調査手法・範囲の検討
- ・網羅的調査を行う際の対象、範囲の検討（全国の全病院、全福祉施設に改めて調査を行うか。検討を継続する。）

(3) 網羅的調査における具体的な照会の手法について

- ・照会手法については、一時金支給法時の国会調査の担当者からのヒアリングが必要であり、年度内にこれを行う方向で調整

3. ヒアリングについて

- ・検証会議本体で行うヒアリング以外にも、第1分科会を中心に被害者ヒアリングを実施（第2、第3分科会の委員の協力も得る）
- ・機動性確保のために少人数で、現地への出張ヒアリングとする
- ・年度内に国内の複数地域で行えるよう進めていく方針とする

今後のスケジュールなど

- ・次回会議：令和8年1月22日（木）14時～ zoom

以上

議事要旨（第1分科会・第5回）

日時 2026年1月22日 14:00~17:00

場所 ZOOM

参加者

【分科会委員】利光、大橋、上東

【オブザーバー】松原、齋藤

【日弁連法務研究財団】採澤（事務局長）、関口（事務局次長）、事務局職員

<議事概要>

1. 本年度中の第1分科会当事者ヒアリングについて

・ 主担当者、日程調整の段取り、主担当者参加者、ヒアリングの位置づけ、及びヒアリングの実施態様について

2. 資料照会について（地方自治体）

・ 照会書の書式について、文案を検討

3. 資料照会について（医療機関、福祉施設）

・ 網羅的照会の範囲について（全数照会、もしくは的を絞った照会）
・ 照会書の発出方法について、関係機関の協力を得るか否かの検討
・ 個別調査を行うべき対象について

4. 今後のスケジュールなど

・ 次回会議：令和8年2月16日（月）16時～ zoom

以上

議事要旨（第2分科会・第2回）

日時 2025年12月22日10:30～13:00

場所 ZOOM

参加者

【分科会委員】齋藤、関哉、奈良岡、西村、藤野、藤原久美子、松永、村井

【オブザーバー】大橋、松原

【日弁連法務研究財団】採澤（事務局長）、関口（事務局次長）、事務局2名

<議事概要>

1. 調査検証等の項目、今後の進め方について、概要、次の事項について意見交換が行われた。

- ・日本における優生思想の導入と優生保護法の制定・改定経緯
- ・優生保護法の制定～改廃に関する意思決定のプロセス
- ・女性の権利に関する活動と優生保護法の関係
- ・性教育の問題
- ・優生保護法と隔離収容政策の関係

2. 今後のスケジュール

次回会議 1月15日（木）10:00～

以上

議事要旨（第2分科会・第3回）

日時 2026年1月15日（木）10:00～12:00

場所 ZOOM

参加者

【分科会委員】齋藤、関哉、奈良岡、西村、藤野、藤原久美子、松永、村井

【オブザーバー】大橋、上東、利光、松原

【日弁連法務研究財団】採澤（事務局長）、関口（事務局次長）、事務局2名

<議事概要>

1. 次の事項について提案や意見交換が行われた。

- ・インタビュー対象候補（個人・団体）
- ・資料の提供要請先の候補
- ・調査が必要な関連法令
- ・優生結婚相談所の実態調査
- ・アイヌ、先住民に対する差別という観点からの検証
- ・戦後沖縄に特化した問題の検証（国民優生法の運用実態）
- ・教育関係者、メディアに対する調査検証
- ・旧優生保護法の戦後政治史における位置づけにつながる検証

2. 今後のスケジュール

次回会議 2月17日（火）12時30分～

以上

議事要旨（第3分科会・第2回）

日時 2025年12月15日15:00～17:00

場所 ZOOM

参加者

【分科会委員】池田、岩井、内布、加藤、小山、坂元、佐々木、田門、藤井、藤原精吾

【オブザーバー】齋藤

【日弁連法務研究財団】採澤（事務局長）、関口（事務局次長）、事務局2名

<議事概要>

1. 調査検証等の項目、今後の進め方について、概要、次の事項について意見交換が行われた。

- ・優生保護法改廃後の各界（法曹、福祉、教育等）の対応と責任
- ・優生保護法と関連する、精神科医療の歴史と実態
- ・優生保護法が見過ごされてきたことについての法学的検証
- ・不妊手術・中絶に関する外国の法制
- ・障害者法制の系譜
- ・障害者に関する裁判例の調査

2. 調査検証等の項目と担当者については別紙のとおり。

3 今後のスケジュール

1月26日（月）15:00～17:00

2月17日（火）10:00～12:00

3月18日（水）13:00～15:00

以上

第3分科会（再発防止のために講ずべき措置についての検討）

調査検証等項目 担当者一覧

第1 平成8年の優生保護法の母体保護法への改正以降の対応等に関する評価等

- 1 母体保護法下での被害実態 佐々木
- 2 国の対応及びその評価 藤原
- 3 都道府県の対応及びその評価 *座長委員長会議にて調整
- 4 各界の対応及びその評価
 - (1) 医療 加藤・三村
 - (2) 福祉 田門
 - (3) 教育 池田
 - (4) 司法（法曹界） 岩井・小山・藤原
 - (5) マスメディア 池田
 - (6) 関連学会 佐々木

第2 調査及び検証等（母体保護法への改正以降に関するものを含む。）を踏まえた再発防止のための提言

- 1 各界で優生思想を繰り返さないために
 - (1) 医療 加藤・佐々木・藤井・三村
 - (2) 福祉 田門
 - (3) 教育 池田
 - (4) 司法（法曹界） 岩井・小山・藤原
 - (5) マスメディア 池田
 - (6) 関連学会 佐々木
 - (7) 資料館の創設、資料の保存 坂元・藤井
- 2 被害救済のための新たな枠組みづくり
 - (1) 国内人権機関の設立 岩井・小山・坂元・藤井・藤原
 - (2) 人権侵害の再発防止のための措置 田門